

広見町・日吉村合併協議会

第3回 会議資料

日 時：平成16年3月9日（火）午後2時～

場 所：広見町民会館 3階大会議室

第3回 会議次第

- 日程第1 開 会
- 日程第2 会長あいさつ
- 日程第3 開議
- 日程第4 会議録署名委員の指名
- 日程第5 報告
 - (1) 報告第12号 新町名候補選定小委員会報告について
- 日程第6 議案
 - (1) 議案第8号 平成16年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について
 - (2) 議案第9号 平成16年度広見町・日吉村合併協議会予算について
- 日程第7 協議
 - 継続協議
 - (1) 協議第3号 新町の名称について
 - (2) 協議第6号 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
 - 新規協議
 - (1) 協議第19号 使用料、手数料の取扱いについて
 - (2) 協議第20号 各種事務事業（議会業務）の取扱いについて
 - (3) 協議第21号 各種事務事業（企画業務）の取扱いについて
 - (4) 協議第22号 各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて
 - (5) 協議第23号 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて
 - (6) 協議第24号 各種事務事業（電算業務）の取扱いについて
 - (7) 協議第25号 各種事務事業（税務業務）の取扱いについて
 - (8) 協議第26号 各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて
 - (9) 協議第27号 各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて
 - (10) 協議第28号 各種事務事業（林業業務）の取扱いについて
 - (11) 協議第29号 各種事務事業（水産業務）の取扱いについて
 - (12) 協議第30号 各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて
 - (13) 協議第31号 各種事務事業（建設業務）の取扱いについて
 - (14) 協議第32号 各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて
 - (15) 協議第33号 各種事務事業（水道業務）の取扱いについて
 - (16) 協議第34号 各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて
 - (17) 協議第35号 各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて
 - (18) 協議第36号 各種事務事業（国保業務）の取扱いについて
 - (19) 協議第37号 各種事務事業（年金業務）の取扱いについて
 - (20) 協議第38号 各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて
 - (21) 協議第39号 各種事務事業（保健業務）の取扱いについて
 - (22) 協議第40号 各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて
 - (23) 協議第41号 各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて
 - (24) 協議第42号 各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて
 - (25) 協議第43号 各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて
 - (26) 協議第44号 各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて
 - (27) 協議第45号 各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて
 - (28) 協議第46号 各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて
 - (29) 協議第47号 各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて
 - (30) 協議第48号 各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて

日程第 8 その他

(1) 第 4 回 広見町・日吉村合併協議会の日程について

日程第 9 閉会あいさつ

日程第 10 閉 会

報告第12号

新町名候補選定小委員会報告について

新町名候補選定小委員会について別冊のとおり報告する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

議案第 8 号

平成 1 6 年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について

平成 1 6 年度広見町・日吉村合併協議会事業計画について、次のとおり定める。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

平成 1 6 年度事業計画

協議会、小委員会、幹事会及び専門部会の開催

合併協議項目の協議

新町建設計画の作成

協議会だよりの発行等による情報の提供

行財政現況調査及び事務事業実態調査の実施

先進地等の資料、情報収集及び調査研究

合併移行準備

その他必要な事項

議案第9号

平成16年度広見町・日吉村合併協議会予算について

平成16年度広見町・日吉村合併協議会予算を次のとおり定めたので提出する。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、別紙予算書による。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

平成16年度広見町・日吉村合併協議会歳入歳出予算書(案)

歳入 (単位:千円)

款	項	金額	説明
1 負担金	1 負担金	14,000	広見町 7,000 日吉村 7,000
2 県支出金	1 県補助金	2,000	合併協議会運営費補助金
3 繰越金	1 繰越金	2,999	
4 諸収入	1 雑入	1	預金利子
歳入合計		19,000	

歳出

款	項	金額	説明	
1 運営費		9,980		
	1 会議費	2,468	報酬	1,190
			旅費	268
			需用費	340
			役務費	80
			委託料	590
	2 事務費	7,512	旅費	300
			需用費	5,000
			役務費	646
			使用料及び賃借料	1,026
工事請負費			540	
2 事業費		8,735		
	1 事業推進費	605	報償費 605	
	2 調査研究費	8,130	委託料 8,130	
3 予備費		285		
	1 予備費	285	予備費 285	
歳出合計		19,000	19,000	

協議第3号（継続協議）

新町の名称について

新町の名称について提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

新町の名称について

平成 年 月 日確認

協議第 6 号（継続協議）

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて
<ol style="list-style-type: none">1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号の規定を適用し、平成 1 7 年 4 月 3 0 日まで引き続き新町の議会議員として在任する。2 新町議会議員の定数は、1 6 人とする。3 選挙区については、1 選挙区とする。4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第19号

使用料、手数料の取扱いについて

使用料、手数料の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

使用料、手数料の取扱いについて
1 事務手数料等については、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則から合併時に統一する。
2 施設等使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、類似する施設の使用料については、新町において引き続き検討する。
3 水道料金については、現行どおりの料金体系とし、日吉村にある小規模水道については、現行のまま新町に引き継ぐ。
4 水道加入金については、広見町の例による。
5 水道業務に係る手数料については、合併時に統一を図る。

平成 年 月 日確認

協議第20号

各種事務事業（議会業務）の取扱いについて

各種事務事業（議会業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（議会業務）の取扱いについて
議会業務については、新町に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 2 1 号

各種事務事業（企画業務）の取扱いについて

各種事務事業（企画業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（企画業務）の取扱いについて

- 1 地域活性化助成事業については、新町において新たに制度を定める。
- 2 地域交通体系については、新町において十分な計画により構築を図るものとする。
- 3 若者定住住宅奨励金制度については、新町において新たに検討する。
- 4 集会所については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理について新たな基準を設ける。
- 5 国際交流事業については、基本的に新町に移行後速やかに調整する。なお、広見町で実施のふるさと基金海外研修事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 6 その他の企画業務については、各種計画の策定をはじめ、新町に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 2 2 号

各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて

各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（広報広聴業務）の取扱いについて
1 広報誌は現在の広見町の規格と同等とし、毎月 1 回発行し情報公開に努める。
2 ホームページについては、住民ニーズを第一とした内容で作成する。
3 新町移行後、住民の意見・提言を幅広く受け入れるため、地域懇談会の開催をはじめとする広聴業務の推進を図る。

平成 年 月 日確認

協議第 2 3 号

各種事務事業（管財業務）の取扱いについて

各種事務事業（管財業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（管財業務）の取扱いについて
1 入札契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。
2 賃貸借契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 2 4 号

各種事務事業（電算業務）の取扱いについて

各種事務事業（電算業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（電算業務）の取扱いについて
電算業務については、合併によって住民サービスが低下しないよう十分に配慮したネットワークを構築する。なお、2 町村の現在の業務内容を調査し、合併時点から運用する業務と、合併後に整備する業務に分類し、十分な計画のもとに統合を図るものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 2 5 号

各種事務事業（税務業務）の取扱いについて

各種事務事業（税務業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（税務業務）の取扱いについて
1 納税組合は、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 口座振替制度については、新町においても引き続き推進するものとする。 なお、振替日については広見町の例による。
3 所得申告受付については、現行のまま新町に引き継ぐ。
4 その他の税務業務については、新町に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 26 号

各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて

各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（選挙管理委員会業務）の取扱いについて
1 投票区については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 ポスター掲示場については、新町において調整する。
3 期日前投票所については、合併時には現行のとおりとし、新町に移行後随時調整する。
4 開票区については、1 開票区とする。

平成 年 月 日確認

協議第 27 号

各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて

各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（監査委員業務）の取扱いについて
監査委員業務については、監査委員の活動に支障がないよう担当部署等の調整を行う。

平成 年 月 日確認

協議第 28 号

各種事務事業（林業業務）の取扱いについて

各種事務事業（林業業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（林業業務）の取扱いについて
1 林道事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 林業振興事業については、合併までに内容を精査し、合併後調整を行う。

平成 年 月 日確認

協議第 29 号

各種事務事業（水産業務）の取扱いについて

各種事務事業（水産業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（水産業務）の取扱いについて
水産業務については、内水面漁業の放流事業であり、広見川の水産資源確保のため、現行のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第30号

各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて

各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（商工観光業務）の取扱いについて
1 中小企業振興資金融資制度については、広見町の例により制度を設ける。
2 中小企業制度資金利子補給制度については、補助率の見直しを行い、平成17年分から適用する。
3 企業誘致促進に係る制度については、広見町の例により制度を設ける。
4 観光関連施設については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。

平成 年 月 日確認

協議第 3 1 号

各種事務事業（建設業務）の取扱いについて

各種事務事業（建設業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（建設業務）の取扱いについて
1 各種事業、工事等に係る分担金については、新町において新たに制度を定める。
2 建設課直営班は、原則として新町に引き継ぐこととするが、組織・勤務体制等については、新町移行後、速やかに調整を図る。
3 里道管理については、新たに制度を設ける。
4 公営住宅については、現行のまま新町に引き継ぎ、管理については新たな基準を設ける。
5 その他の建設業務については、原則として現行どおりとし、新町に移行後速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 3 2 号

各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（都市計画業務）の取扱いについて

都市計画区域は、現広見町地域内の一部のみ指定されており、業務については現行のまま新町に引き継ぐ。
--

平成 年 月 日確認

協議第 3 3 号

各種事務事業（水道業務）の取扱いについて

各種事務事業（水道業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（水道業務）の取扱いについて
1 給水施設については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 広見町の水道企業会計及び日吉村の簡易水道特別会計については、現行のまま新町に引き継ぐ。
3 検針及び料金徴収については、現行のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第34号

各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて

各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（農業委員会業務）の取扱いについて
農業委員会業務は、現行のまま新町に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

協議第 3 5 号

各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて

各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（戸籍住民業務）の取扱いについて
<p>1 戸籍、住民基本台帳、印鑑登録の各業務については、基本的に現行どおり新町に引き継ぐこととするが、各種様式の類については、現行広見町の様式に倣ったものを新たに作成する。</p> <p>2 住民窓口としては、本庁でのサービスを基本とし、支所、連絡所での各種届出、証明書等の発行など、更なる住民サービスの向上を目指すものとする。</p> <p>3 祝い金制度については廃止する。ただし、新町移行後、当該制度の内容を再検討し、必要に応じ新しく制度を定める。</p>

平成 年 月 日確認

協議第 3 6 号

各種事務事業（国保業務）の取扱いについて

各種事務事業（国保業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（国保業務）の取扱いについて
<ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険税の税率は、合併年度は旧町村の例によるものとし、平成 17 年度から統一した率を設定する。2 国民健康保険税の納期については、平成 16 年度は旧町村の例によるものとし、平成 17 年度からは全 8 期とし、地方税の納期を十分に勘案し、一時期に負担が集中しないよう調整をする。3 国民健康保険の保健事業については、基本的に広見町の例による。4 その他の国民健康保険業務については、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、新町において国民健康保険運営協議会を設置し、それぞれ定めるものとする。

平成 年 月 日確認

協議第37号

各種事務事業（年金業務）の取扱いについて

各種事務事業（年金業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（年金業務）の取扱いについて
年金業務については、現行のまま新町に引き継ぐものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 38 号

各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて

各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（介護保険業務）の取扱いについて
1 介護保険業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐこととする。
2 介護保険料（1号被保険者）については、平成 18 年度から新たな保険料を定めるものとする。
3 介護認定審査会は松野町及び新町で新たに設置する。

平成 年 月 日確認

協議第39号

各種事務事業（保健業務）の取扱いについて

各種事務事業（保健業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（保健業務）の取扱いについて
保健業務については、町民の健康づくり推進のため、更なる事業の充実を目指すように調整を図る。

平成 年 月 日確認

協議第40号

各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて

各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（高齢者福祉業務）の取扱いについて
1 敬老祝い金は廃止の方向で検討する。ただし、対応策として、介護手当支給制度を充実させる方向で検討する。
2 敬老会（敬老行事）については、70歳以上の高齢者を対象とする。なお、開催範囲は新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。
3 高齢者福祉にかかる各種事業については、内容を充実し新たに制度を設けることとする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 1 号

各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（社会福祉業務）の取扱いについて
1 新町の障害者福祉計画については、平成 1 8 年度分から策定する。
2 民生児童委員協議会については、新たに組織する。

平成 年 月 日確認

協議第 4 2 号

各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（社会福祉協議会業務）の取扱いについて

社会福祉協議会については、社会福祉法人として独立した活動を行っているが、高齢者福祉、障害者福祉など、行政上の必要な情報を福祉業務と共有していることから、今後も連携を保ち地域福祉の充実を図る。

平成 年 月 日確認

協議第 4 3 号

各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（児童福祉業務）の取扱いについて
1 児童手当及び貸付金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 保育所については、現行のまま新町に引き継ぐ。
3 保育所の保育時間、休日の取扱いについては、広見町の例により統一する。
4 特別保育事業については、各施設（地域）の実情に応じた事業を取り入れることとする。
5 保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成 17 年度から新たに制度を設け、統一を図ることとする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 4 号

各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて

各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（診療所業務）の取扱いについて
診療所業務については、基本的に現行のまま新町に引き継ぐものとするが、新町としての一体性の確保と、住民が安心して暮らせる医療体制を確立するため、各診療所間での連携を図るものとする。

平成 年 月 日確認

協議第 4 5 号

各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（学校教育業務）の取扱いについて
1 小・中学校区については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとする。
2 児童生徒の通学補助については、児童生徒の通学状況及び公共交通機関の状況を十分に勘案し、新たに制度を設ける。
3 スクールバス運行については、現行のまま新町に引き継ぐ。
4 学校給食については、現行のまま新町に引き継ぐ。
5 学校開放については、基準を統一する。
6 奨学資金については、新たに制度を設け、平成 1 7 年度就学者から適用する。

平成 年 月 日確認

協議第46号

各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて提出する。

平成16年3月9日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山本雅之

各種事務事業（社会教育業務）の取扱いについて
1 社会教育施設等については、現行のまま新町に引き継ぐ。
2 公民館については、新町において中央公民館を設置する。現在の広見町中央公民館は廃止し、それ以外の公民館を地区館とし、分館については現行のまま新町に引き継ぐ。
3 各種講座については、公民館を中心に開催されており、各公民館の主体性により実施する。
4 人権教育については、新町の教育委員会において教育方針を策定しそれに基づき実施する。
5 成人式については、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 47 号

各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて

各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて提出する。

平成 16 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（社会体育業務）の取扱いについて
1 町村民運動会（体育祭）については、新町移行後も当分の間は現行のとおりとし、随時調整する。
2 スポーツ大会（行事）については、現在行われているもののうち、継続、廃止の問題を含めて、新町に移行後、速やかに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第 4 8 号

各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて

各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 3 月 9 日提出

広見町・日吉村合併協議会会長 山 本 雅 之

各種事務事業（文化芸術業務）の取扱いについて
1 文化祭（展示、芸能発表）及びその他の文化行事については、開催方法の検討が必要であるため、新町に移行後、速やかに調整する。
2 国・県指定文化財調査及び整備事業については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。
3 町村指定の文化財については、新町において新たな制度を設けることとする。

平成 年 月 日確認

その他

1 第4回広見町・日吉村合併協議会の日程について

第4回広見町・日吉村合併協議会の日程は、次のとおりとする。

日 時 平成16年4月7日(水)午後2時から

場 所 日吉村住民センター 3階ホール